

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成31年3月20日第20回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋  
石堂季男・鮫島安平・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

中崎和行

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第5 承認第2号 農用地利用集積計画について

日程 第6 承認第3号 農地法第3条許可の下限面積(別段面積)  
について

日程 第7 承認第4号 平成31年度標準農作業料金(案)につ  
いて

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第20回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここからは座らせていただきます。

本日は、12番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告をいたします。出席委員は12名中11名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)それでは、本日の会議を開きます。以降の会議の進行は座ったままいたします。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番東委員、1番永浜委員を指名します。

日程第2，「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3，議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明します。所有権移転、件数2件、筆数2筆、面積2,758㎡、田2,758㎡。賃貸借権、件数2件、筆12筆、面積31,964㎡、畑31,964㎡。計、件数4件、筆数14筆、面積34,722㎡、田2,758㎡、畑31,964㎡となっています。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。なお、2頁目、3頁目にあります、株式会社〇〇ですが、農地所有適格法人の届け出が合わせて出ております。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る3月12日、借人、株式会社〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積4,173㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地20、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が農地所有適格法人設立による農業開始による賃貸借です。貸借の内容については、賃借料年間〇万円、賃借期間は20年です。場所につきましては、中線の〇〇〇の十字路から〇〇線へ入りまして、少し上がったところに〇〇から来た十字路があります。そこをまっすぐ行きますと、飛行場へ通じます。

それを100m程行ったところをさらに左手に100m程行ったところの畑です。隣には、〇〇〇〇さんのマンゴー畑があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いをいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位2について説明いたします。去る3月12日8時30分から、借人、株式会社〇〇代表取締役 〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積1,053㎡。大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇，地目畑，面積2,472㎡。同字，地番〇〇，地目畑，面積3,719㎡。同大字，字〇〇〇，地番〇〇，地目畑，面積〇〇〇〇㎡。同字，地番〇〇，地目畑，面積1,774㎡。同字，地番〇〇〇-1，地目畑，面積5,503㎡。同大字，字〇〇〇，地番〇〇〇，地目畑，面積2,491㎡。同大字，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積1,574㎡。同字，地番〇〇〇〇，地目畑，面積4,930㎡。同字，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積1,343㎡。同字，地番〇〇〇〇-1，地目畑，面積676㎡です。貸人，住所 中種子町〇〇〇番地，〇〇〇さん。借人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地20，株式会社〇〇代表取締役 〇〇〇〇さん。〇〇さんは，〇〇さんの孫にあたる方です。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が農地所有適格法人設立による農業開始による，賃貸借です。貸借の内容については，賃借料が年間〇〇万円，貸借期間は20年です。場所につきましては，字〇〇につきましては，先程順位1で説明しました畑の隣で，〇〇さんの息子さんの畑の隣です。字〇〇〇〇〇番地と〇〇番地，字〇〇〇の〇〇番地と〇〇番地と〇〇〇番地1，字〇〇〇の〇〇番地につきましては，

〇〇グラウンドから約300m以内に点在している畑であります。字〇〇〇〇の〇〇〇番地と〇〇〇番地と〇〇〇番地1と〇〇〇番地1につきましては、〇〇の近く、約200mに展開している畑であります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。次に、順位3について、担当調査委員の7番花野委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番花野です。議案第1号順位3について説明いたします。去る3月12日9時30分から、譲受人の〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇、地目田、面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人、住所 〇〇〇〇〇〇番地2〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましましては、県道を〇〇から〇〇に向かい、〇〇地区に入りまして2本目の川とその先の〇〇から〇〇に至る町道の間で、県道の西側に位置する田浦の中にあります。県道から約50m行ったところが申請地です。そして、隣接して譲受人の水田もございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めまます。次に、順位4について、担当調査委員の2番梶原委員の説明をお願いします。

(2番委員) はい、2番梶原です。議案第1号順位4について説明いたします。去る3月6日、譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇-4、地目田、面積491㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2 〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇小学校から〇〇に向かい、〇〇集落に上がり、〇〇〇〇さんの家から南へ約500m行った突き当りの田であります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件につきましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議長) ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の賃貸借権2件、所有権移転2件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、事務局です。資料の4頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数2件、筆数5筆、変更面積8,871㎡、契約年数5年の合意解約であります。詳細については5頁から7頁に添付しております。ご審議の程を宜しくお願ひします。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号につい

ては、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

次に日程第5，承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。資料の8頁をお開き下さい。承認第2号，農用地利用集積計画について説明いたします。平成31年3月29日を公告日とする利用権設定，所有権移転1件，筆数1筆，面積2,769㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については，9頁から10頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに，ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は，承認することに決定しました。

次に日程第6，承認第3号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局長)お疲れ様です。それでは私の方から，承認第3号農地法第3条の下限面積（別段面積）について，説明をさせていただきます。下限面積につきましては，1月の総会の全員協議会の中で，少し提案をさせて頂きましたが，農地法第3条第2項第5号の規定によって，別段面積を定めたいので，承認をお願いします。別段面積の設定が必要な理由といたしまして，農業者の高齢化や人手不足により，遊休農地や耕作放棄地が増大する状況があり，5年後，10年後を考えると，何らかの対策が必要と思われます。このため，農地法施行規則第17条第2項の規定により，下限面積の見

直しを行い、UターンやHターン者及び若者の新規就農，特に少ない面積で収益性のある園芸作物，スナップエンドウなどを考えておりますが，参入を推進し，遊休農地の有効利用による農地利用の最適化を図る目的で，下限面積を20a，設定区域は中種子町全域ということで，提案をさせていただきたいと思っております。法定根拠といたしまして，資料の下から5行目から波線がありますが，「当該設定区域及びその周辺の地域，これは，中種子町全域ということで考えていただければよろしいかと思っておりますが，における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しから見て，新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。」と，法律で定められておりまして，今回は20a，中種子町全域ということで定めたいので，承認を求めるものでございます。20aにつきましては，種子島で協議をしまして，〇〇〇においても20aということで，設定をしていこうということでございます。〇〇〇についてはまだ決定はしておりませんが，今後，そういった方向で検討をされると思っております。また，事前に農林水産課，町長，副町長とも協議をした結果，新規参入が促進されることであれば，非常にいいことだと思うので，農業委員会の決定の通りに従いますということで，了承を得たところでございます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

1番委員。

(1番委員)1番永浜です。〇〇〇も一緒にということであれば，種子島として足並みをそろえた方がいいと思っておりますので，賛成です。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決を行います。承認第3号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第3号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について」の件は，承認することに決定しました。

(議長)次に日程第7，承認第4号「平成31年度標準農作業料金（案）について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願い

いします。

(事務局長) それでは引き続き私の方から、承認第4号「平成31年度標準農作業料金(案)について」説明をさせていただきます。資料の13頁になります。今回変更となつた部分を、赤でしるしをしております。今回は、一番上の一般農作業料金、これは、鹿児島県の最低賃金で毎年計算をしております、最低賃金が上がったことによる変更でございます。また、今までは備考欄に最低賃金がかかれておりませんでした、今回から記載をするということで、〇〇〇・〇〇〇の検討会でも同一見解で、表示をするということで決定しました。それから、一番下から三番目、牧草のロールベアラー、ラップマシン、一貫作業の件ですが、120cm以上が、高さなのか長さなのか分からないということでしたので、直径ということで、「径」を足しております。乾燥牧草標準とだけ記していたものを、標準というので、径の1m×1mと表示をするということで、検討会で決定されました。また、今年は消費税が10月に変わる予定ですので、右側に分かりやすいように、消費税8%を含んでおりますということで記載をしたいと考えております。予算的なものもありますが、消費税が改定された時には、消費税10%を含んだ標準農作業料金を印刷して配布したいと考えております。また、賃借料につきまして、この表では田と畑、1万円と9千円となっておりますが、インターネットで情報を提供するときには、今年1年間の平均、最も高かったもの、最も低かったものと、三段階に分けて提示をしたいと考えております。インターネットでは、より詳しい情報を提供したいと考えております。また、キビの料金については、現在、平均反収が低い中で、作業料金を下げるのはハーベスター組合も厳しいだろうということで、今回は据え置きと判断されたところでございます。これにつきましては、中種子町だけで判断するのではなく、種子島全体で判断していくものかと考えております。以上、承認の程を宜しくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

11番委員。

(11番委員) 11番鮫島です。キビのハーベスターの刈取料金についてですが、現在、アンケートで農家を回る中で、刈取料金が高いとい

う声をよく聞きます。料金設定をするときに、刈取料金の見直し案は出なかったのでしょうか。農家戸数も減り、生産意欲も気象被害があるなどして高まらない、耕作面積も減っている状況です。このまま減り続けると、特に機械班が困るのではないのでしょうか。製脱組合もキビが少なくなると、作業料金が入らなくなります。生産農家の意欲をあげるためにも、次年度はこのままでいいと思いますが、将来的には補充など何らかの対策をうちながら、農家が実際に支払う料金を下げることが必要だと思います。、産業振興会の折に、自分は畜産部会ですけれども、キビ甘諸組合の会長にも相談をしたところでした。また、議員の方々にも、話しております。雨が連続すると刈取ができず、新光糖業の操業にも悪影響が出ていると聞いております。作業料金は見直しをお願いします。もう一件ですが、今、生産組合で使っている運搬用の網を、新光糖業や行政、国にかけていただきたいです。生産組合では、今は3日先の分の網は持っています。消耗品でもあるので、できれば4日から5日分の網を持たせて、天候のいい時に刈取をしておいて、雨の時でも運搬ができる体制ができればと思います。雨になって仕事ができないのは、製脱組合の職員も休まなければならない状況です。農業委員会としても、行政と共に対策を持つべきではないかと思うところです。刈取料金、網の助成も含めて、要望です。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

3番推進委員。

(3番推進委員)はい、3番推進委員の松下です。〇〇〇では手切りのキビをハカマごと持ち込むような署名運動をしていると聞いたのですが、何か情報はありますか。

(事務局長)参考資料をみると、〇〇町と〇〇町に無脱とあります。これが該当すると思いますが、種子島で要請があるというのは、聞いてないです。

(3番推進委員)〇〇で署名が回っているそうです。JAか振興会が主体となっていると聞きました。

(議長)3番委員、何か情報はありますか。

(3番委員)よくは知りませんが、そういうことをしていると〇〇〇の人から聞きました。役所ではなく、振興会と聞きました。

(事務局長)それは、どうかたちですか。

(3番委員) トップだけ落として、大たばを巻いて、〇〇などと同じようにトラッシュ率が10%とか15%で、そういう状態となったと。ハカマは端を切ります。セビというわけではないので。

(事務局長) 新光糖業としては、セビではないので、意外にいいかもしれません。

(3番委員) 工場に入って、刻んで、どれだけハカマが飛ぶかです。

(事務局長) 情報については調べて、次回の総会で報告したいと思います。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第4号については承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「平成31年度標準農作業料金(案)」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成31年第20回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者